

障害者総合支援法 障害福祉サービス

重要事項説明書

(障害者支援施設版)

社会福祉法人 山紫会

障害者支援施設 くぬぎ園

指定生活介護・施設入所支援事業所

「指定障害者支援施設 くぬぎ園」重要事項説明書

当事業所では、利用者へ「生活介護」ならびに「施設入所支援」を提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付または訓練等給付等の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)における自立支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業者 ……………2
2. 利用事業所 ……………2
3. サービスに係る設備等の概要 ……………3
4. 従業員の配置状況 ……………4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減 ……6
6. 利用者が入院等された場合の対応について ……………11
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について ……………12
8. 秘密の保持と個人情報の保護について ……………12
9. 事故対応について ……………12
10. 虐待防止について ……………12
11. 苦情の受付について ……………12
12. 非常災害時の対策について ……………13
12. 福祉サービス第三者評価の実施状況について ……………14

社会福祉法人 山紫会
指定障害者支援施設 くぬぎ園
当事業所は熊本県の指定を受けています。
(熊本県指定 第4312900196号)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 山紫会
所在地	熊本県合志市御代志722-1
電話番号	096-242-5666
代表者氏名	理事長 水上 次雄
法人の設立年月	昭和44年9月30日

2. 利用事業所

事業所の種類	平成22年4月1日指定 熊本県4312900196号	
事業所の名称	障害者支援施設 くぬぎ園	
	生活介護事業（くぬぎ園）	施設入所支援事業（くぬぎ園）
主たる対象者	身体障害者・知的障害者	身体障害者・知的障害者
施設の所在地と 連絡先	[くぬぎ園] 熊本県合志市御代志722-7 096-242-5666	[くぬぎ園] 熊本県合志市御代志722-7 096-242-5666
[施設長(管理者)]	野崎 雄二	野崎 雄二
[サービス管理責任者]	荒木 麻理子	荒木 麻理子
施設の目的及び運営の 方針	利用者が自立した日常生活又は 社会生活を営むことができるよ う、入浴、排泄及び食事の介護、 創作的活動の機会の提供その他 の便宜を適切かつ効果的に行う	主として夜間において、排泄及 び食事等の介護、生活等に関 する相談及び助言その他の必 要な日常生活上の支援を行う
施設の開設年月日	平成6年7月1日	平成6年7月1日
定員	54 人	50 人

* 日中の利用(生活介護事業)と、夜間の利用(施設入所支援)は、同一事業所に限定されません。利用者が、相談支援事業者や市町村等に相談をし、日中と夜間のサービスをそれぞれ別の事業者で利用することも可能です。

3. サービスに係る設備等の概要

(1)居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	10室	設備:—ベッド、床頭台、収納庫、ナースコール
2人部屋	24室	設備:—ベッド、床頭台、収納庫、ナースコール
合計	34室	

* 利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。

(居室の決定方法)

利用者の心身状況、対人関係、生活習慣などを考慮し、居室委員会で検討し利用者へ了解を得て決定します。

(2)居室以外の施設・設備の概要

施設・設備の種類	障害者支援施設	備考
訓練・作業室	各種訓練器具、訓練台、作業台	
食堂	食事用テーブル	時間外は多目的利用
浴室	特殊浴槽、機械浴槽、リフター	
洗面所、便所	身障者対応洋式(男女別)、リフター	
相談室	相談用テーブル、	
消火その他災害対応	スプリンクラー、自動火災通報装置	
(その他の設備等)		

* 当事業所では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、「生活介護」ならびに「施設入所支援」のサービス提供において設置が義務づけられている施設・設備です。利用については、利用者へ特別にご負担いただく費用はありません。

(3)居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により事業者がその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4)施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室及び居室以外の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ① 起床や消灯時間、テレビ観賞や音楽鑑賞等の音量や時間、冷暖房の温度や時間設定等の団体生活としての規律を守ってください。
- ② 設備や器具等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切な取り扱いをしてください。

- ③ 故意に施設や設備を壊した場合には、現状回復していただくか、相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- ④ 安全衛生等や避難通路確保など管理上の必要がある場合は、居室に立ち入り、必要な改善措置を取ることが出来るものとします。その場合プライバシー等の保護については十分な配慮をします。

<施設利用上の規則事項>

当事業所のご利用に当たっては、入所されている利用者の皆様の共同生活の場として快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- ① 持ち込みの制限
入所されるにあたり、以下の物は原則として持ち込むことができません。
ペット類、大型テレビ、冷蔵庫、固定電話、決まった量以外の衣類や物品。
- ② 面会
面会時間は午前9時～午後17時までとし、生鮮食品の持込はご遠慮ください。
来訪者は、面会簿に氏名を記載し職員に届けてください。
- ③ 外出・外泊
3日前までに申し出ていただき、身元を保証出来る方の付き添いを原則とします。
また電動車椅子などで外出をされる場合は、個人で交通事故傷害保険の加入をお願いします。
- ④ 喫煙
指定された場所・時間以外は出来ません。
- ⑤ その他
他の利用者や家族・職員に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動及び迷惑行為(暴言・暴力)を行うことは出来ません。

4. 従業員の配置状況

従業員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して「生活介護」と「施設入所支援」を提供する者として、下記の職種の従業員を配置しています。

【くぬぎ園(生活介護)】

<主な従業員の配置状況>

職 種	常勤換算	常 勤	非常勤	指定基準
1. 施設長(管理者)	1 名	1 名		1 名
2. サービス管理責任者	1 名	1 名	名	1 名
3. 医師	0.1 名		1 名	あり
4. 看護職員(看護師、准看護師)	2名以上	2名以上	名	1 名
5. 生活支援員	18名以上	18名以上	1名	16 名

6. 理学療法士	1名	1名		1名
7. 栄養士	1名	1名		1名
8. 事務員	0.5名以上	1名以上		なし

《その他、専門的な支援等に係る従業者の配置状況》

職 種	
1. 生活支援員等の直接サービス提供に関わる職員 (生活支援員、看護職員、理学療法士等)	① 当事業所では、上記のとおり指定基準上求められる職員の配置を上回る職員体制で、より質の高いサービス提供に努めております。(1.7:1) ② 当事業所では、「生活支援員」として常勤で配置している職員のうち、35%以上が、介護福祉士等であり、専門的なサービス提供に努めております。
2. 理学療法士	当事業所では、理学療法士等により利用者ごとの希望や必要に応じて作成する計画に基づいた個別的なリハビリテーションを提供しております。
3. 看護職員	当事業所では、利用者の健康状況に注意し、健康保持のための適切な支援を行うため、常勤看護職員を配置しております。

【くぬぎ園(施設入所支援)】

職 種	常勤換算	常 勤	非常勤	指定基準
1. 施設長(管理者)	昼間兼任	昼間兼任		
2. サービス管理責任者	昼間兼任	昼間兼任		
3. 生活支援員	2名	2名		1名

《その他、専門的な支援等に係る従業者の配置状況》

職 種	
1. 栄養士	(1) 当事業所では、利用者の日常生活状況や嗜好等を伺い、常勤栄養士による栄養管理等を実施し安心・安全な食事提供に努めています。

《主な職種の勤務体制(標準的な時間帯における最低配置人員)》

職種	生活介護事業 (くぬぎ園)	施設入所支援事業 (くぬぎ園)
	日中(8:30~17:30)	夜間(17:30~8:30)

1. 生活支援員	12 名	2名
2. 理学療法士	1 名	0名
3. 看護職員 (看護師、准看護師)	2 名	0名
4. 医師	毎週木又は金曜日 14:00～15:30	

* 土日は上記と異なります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第4条、第5条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ①介護給付費等から給付されるサービス
- ②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔①以外のサービス〕

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

次頁に表示のサービスについては、食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体のうち 9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担または利用者負担額といいます)。

《サービスの概要》

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

障害者支援施設におけるサービス提供の内容(「生活介護事業」ならびに「施設入所支援」)

i 「介護」—適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援／日常生活の充実のための介護等を提供します。

- …排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います。
- …離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います。
- …週2回の入浴または清拭を行います。

* 利用者の身体の状況と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。

ii 「食事の提供」

・・・利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。

当事業所の食事時間は次のとおりです。

朝食(8:00～8:30)、昼食(12:00～12:30)、夕食(17:00～17:30)

iii「健康管理」

・・・常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上、行います。

○嘱託医師による診察・治療

氏名:辻橋 みずほ(合志第一病院)

診療科:内科

診察日:月2回以上、木又は金曜日

* 利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

協力医療機関1 : (緊急対応・入院) 合志第一病院

利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。

上記協力医療機関の判断によっては、下記の医療機関への受診送迎する場合があります。(送迎に係る費用を、一部ご負担いただく場合がございます。)

・(整形外科)	柴田整形外科	・(精神科)	菊陽病院
・(眼科)	岸眼科	・(歯科)	徳治歯科医院合志
・(皮膚科)	合志第一病院	・(総合診療)	熊本再春医療センター

iv「相談及び援助」

・・・常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。

また、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります。

v「個別的なリハビリテーション」

・・・理学療法士等により利用者ごとの希望や必要に応じて作成する計画に基づいた個別的なリハビリテーションを下記の曜日(時間帯)において提供しております。

実施時間帯は次のとおりです。

なお、利用者ごとの実施時間帯等は個別にご相談いたします。

実施曜日及び時間帯: 月曜日・金曜日・(9:30～11:30)

《サービス利用料金(1日あたり例)》

下記の料金表の通り、ご契約者の障害支援区分に応じたサービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。(別途、個別減免等の負担軽減措置があります。)

1. 利用者の障害支援区分と利用料 料〔福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の 15.9%を加算〕	区分1・2 9,100円 (10,540円)	区分3 9,950円 (11,530円)	区分4 11,050円 (12,800円)	区分5 14,180円 (16,430円)	区分6 17,580円 (20,370円)
内訳	5,920円	6,770円	7,870円	11,000円	14,400円
①障害支援区分に応じた利用料 (生活介護+施設入所支援)	(4,420円+ 1,500円)	(4,880円+ 1,890円)	(5,470円+ 2,400円)	(7,970円+ 3,030円)	(10,780円+ 3,620円)
②専門的な支援に係る利用料※加算分 (生活介護)加算内容で異なる	3,180円	3,180円	3,180円	3,180円	3,180円
2. うち、介護給付費等から給付 される金額	9,486円	10,377円	11,520円	14,787円	18,333円
3. サービス利用に係る自己負担 額〔定率負担〕(1-2)	1,054円	1,153円	1,280円	1,643円	2,037円
4. 食事に係る自己負担額	朝食：329円/昼食：572円/夕食：529円(1日1,430円)				
5. 光熱水費に係る自己負担額	1月10,000円(1日328円)				
6 預り金等管理費自己負担額	1日50円(1月約1,500円)				
自己負担額の合計=3+4+5+6	2,862円	2,961円	3,088円	3,451円	3,845円

*ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

○専門的な支援に係る加算分等

<生活介護>

- ・人員配置体制加算(Ⅱ)2,120円/日 ・福祉専門職配置加算(Ⅰ)150円/日+(Ⅲ)60円/日
- ・常勤看護職員等配置加算220円/日(看護職員2名配置で計算) ・リハビリテーション加算(Ⅱ)200円/日

<施設入所支援>

- ・重度障害者支援加算(Ⅰ)280円/日 ・感染対策向上加算(Ⅰ)100円/日+(Ⅱ)50円/日

〔利用者が入院等された場合の対応について〕

*利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。(本書6.「利用者が入院等された場合の対応について」、契約書第13条、第14条参照)

内容	入院1~8日目	9日目以降
1. サービス利用料金	3,200円	本書6. 参照 (入院時の支援)
2. うち、介護給付費等から給付される金額	2,880円	
3. 自己負担額(1-2)	320円	

〔サービス利用を取り消し(キャンセル)した場合の食費について〕 (契約書第 15 条)

- * 利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。
- * なお、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

食事キャンセル料(食費の原材料費相当額) 1日あたり	810円
----------------------------	------

《利用者負担の減免について》

〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1 ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1 ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(20歳未満) * 所得が概ね 600 万円以下の世帯	9,300 円
一般2	市町村民税課税世帯(20歳以上)	37,200 円

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます(償還払いの方法によります)。

〔食費等実費負担の軽減について〕

- 施設入所支援における食費・光熱水費の実費負担に関する軽減措置

《施設入所支援を利用する場合》

食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に 25,000 円(障害基礎年金 1 級受給者、60~64 歳の方、65 歳以上で施設入所支援に合わせ生活介護を利用する方は 28,000 円が残るように補足給付が行われます。

《20歳未満で施設入所支援を利用する場合》

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担（その他生活費 25,000円を含めて生活保護世帯、低所得世帯、一般世帯（市町村民税所得割 160,000円未満世帯）で 50,000円、一般世帯（市町村民税所得割 100,000円以上世帯）で 79,000円）となるように補足給付が行われます。さらに18歳未満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。

（注）利用者負担を行うことにより、生活保護世帯の対象に該当する場合は、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額や食費等実費負担額を引き下げます。

（2）（1）以外のサービス

下記①～④のサービスについては、介護給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

- ①特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ②介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用
- ③預かり金管理・・・別途預かり金管理契約を締結して頂き、これに従い管理を行います。

預り金等管理費：1日当たり50円（1月約1,500円）

- ④その他

（3）利用料金・費用のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 本事業所窓口での現金支払

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

全ての金融機関が対象です。引き落とし手数料は
当事業所で負担します。

6. 利用者が入院等された場合の対応について

当事業所を利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じた場合、または外泊時の対応は、以下の通りです。（契約書第13条、14条参照）また、この入院・外泊の期間中、利用者の同意をいただいて、当事業所が実施する短期入所等のサービスに活用することがございます。

- ①入院、外泊の場合

ア. 10日以内の短期の入院・外泊について

10日(入退院日を含む連続した9泊)以内の短期入院等の場合、所定の利用料金をご負担いただきます。(8日を限度として1日あたり3,200円。)
ただし、入退院当日(外泊開始及び終了日)は、通常の利用料をご負担いただきます。

イ. 上記の期間を越える入院・外泊について

入院月を含めて3ヵ月までの入院・外泊については、8日を限度として1日あたり3,200円、9日目以降は82日を限度として、1日あたり1,910円の利用料をお支払いただきます。
ただし、入退院当日(外泊開始及び終了日)は、通常の利用料をご負担いただきます。

ウ. 入院・外泊時に一定の支援を希望される場合

①入院時の支援特別加算

入院期間中に病院との連絡調整や被服の準備等の一定の支援を行う場合には、上記のほか入院期間に応じて下記の利用料をご負担いただきます。

4日未満の入院：5,610円(1ヵ月ごと)

4日以上入院：11,220円(1ヵ月ごと)

②退院後のご利用について

入院後、3ヵ月以内に退院された場合には、原則として、退院後再び入院前と同じサービスをご利用できます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院された場合等、退院時に事業所の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所の居室等をご利用いただく場合があります。

③3ヵ月以内の退院が見込まれない場合

3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当事業所を再び優先的に利用することはできません。

・7. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第7条第6項参照)

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 個別支援計画
- (2) サービス提供の具体的な内容
- (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- (5) 利用者からの苦情の内容
- (6) 事故の状況及び事故に際しての対応
 - ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
 - ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後17:00です。
(窓口は、それぞれ利用されている事業所となります。)

・8. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) ご契約者及びそのご家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者を使用する者は、サービス提供する上で知り得たご契約者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、ご契約者並びにご家族の個人情報について予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご契約者並びにご家族の個人情報を用いません。

・9. 事故対応について

- ・事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- ・事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

・10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・責任者並びに委員会を設置し、虐待の防止のための体制づくりに努めます。
- ・研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

11. 苦情の受付について(契約書第16条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) [サービス管理責任者] 荒木 麻理子
[生活部次長] 江上 雄一郎
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
- 苦情解決責任者 氏名 野崎 雄二 [施設長] 096-242-5666
- 第三者委員 氏名 村上 誠子 [連絡先] 090-3987-0209
甲斐さよ子 [連絡先] 090-5029-8249

その他の記載事項…苦情受付ボックスと対応のご報告を相談室前に設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

合志市役所 福祉課	所在地	合志市竹迫2140
	電話番号	096-248-1144
	受付日・時間	月～金(9:00～17:00)
熊本県運営適正化委員会	所在地	熊本市中央区 南千反畑町3-7
	電話番号	096-324-5471
	受付日・時間	月～金(9:00～17:00)

12. 非常災害時の対策について

①非常時の対応

別途定める消防計画により対応いたします。

②平時の訓練

・別途定める消防計画に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。

③防災設備

- ・自動火災報知機 有
- ・誘導灯 有
- ・ガス漏れ報知機 有
- ・非常通報装置 有
- ・非常用電源 有
- ・スプリンクラー 有

・カーテン等は防災性能のある素材を使用しています。

・震災に備えての備蓄(食料・飲料水3日分)

(その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)

④消防計画

- ・消防署への届け日 : 令和 7年 4月 1日
- ・防火管理者 : 岩木 克磨

⑤保険加入

サービス提供時の事故又は災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 : あいおい損保
- ・加入保険内容 : 社会福祉施設総合保険

・13. 福祉サービス第三者評価の実施状況について

1. 福祉サービス第三者評価の実施 : 有り
2. 実施日 : 平成21年2月23日
3. 評価機関 : 熊本県社会福祉協議会 福祉サービス評価センター
4. 結果の開示状況 : ホームページ等において開示

令和 年 月 日

指定障害者支援施設に関するサービス(生活介護及び施設入所支援)の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 障害者支援施設 くぬぎ園

説明者職名: サービス管理責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設に関するサービス(生活介護及び施設入所支援)の提供及び利用の開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名 印

(代理人氏名): 印

この重要事項説明書は社会福祉法第76条及び第77条に基づく、厚生労働省令第171,172号(平成18年9月29日)の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。